

## 新旧対照表

○公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

改正後

改正前

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

規則

平成十五年八月一日  
規則第百十三号

改正 令和 二年一月一四日規則第  
六三号

改正 令和 二年一月一四日規則第  
六三号

平成十五年八月一日  
規則第百十三号

規則

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。以下「条例」という。）**第四条第三十四号**の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに**同条第三十五号**の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(浴槽水等の水質の基準)

第二条 条例**第四条第三十四号**に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。

一 濁度  
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方

と。  
五度以下である。)

二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は 機炭素（TOC）の量）又は 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）あつては滴定法 （過マンgan酸カリウム消費量）	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方 法（平成十五年厚生労働省告示第 二百六十一号。以下「告示」とい う。）本則第五十二号に定める方 法
--	--

○公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

改正後

改正前

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

規則

平成十五年八月一日  
規則第百十三号

改正 令和 二年一月一四日規則第  
六三号

規則

公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公衆浴場法施行条例（平成五年千葉県条例第三十二号。以下「条例」という。）**第四条第二十九号**の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに**同条第三十号**の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(浴槽水等の水質の基準)

第二条 条例**第四条第二十九号**に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。

一 濁度  
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方

と。  
五度以下である。)

二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は 機炭素（TOC）の量）又は 有機物等（過マンgan酸カリウム消費量）あつては滴定法 （過マンgan酸カリウム消費量）	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方 法（平成十五年厚生労働省告示第 二百六十一号。以下「告示」とい う。）本則第五十二号に定める方 法
---	--

		三 大腸菌群			
		四 レジオネラ 属菌			
		二 溶槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。			
前項の規定にかかわらず、知事は、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用し	六 属菌 レジオネラ	五 大腸菌	一 色度 告示本則第五十一号に定める方 法	二 濁度 告示本則第五十二号に定める方 法	三 pH値 告示本則第四十八号に定める方 法
ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	告示本則第三号に定める方法	大腸菌	五度以下であること。 と。	二度以下であること。 と。	五・八以上八・六以下であること。 と。
ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。	レジオネラ	五度以下であること。 と。	二度以下であること。 と。	五・八以上八・六以下であること。 と。

		三 大腸菌群			
		四 レジオネラ 属菌			
		二 溶槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。			
前項の規定にかかわらず、知事は、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用し	六 属菌 レジオネラ	五 大腸菌	一 色度 告示本則第五十一号に定める方 法	二 濁度 告示本則第五十二号に定める方 法	三 pH値 告示本則第四十八号に定める方 法
ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	告示本則第三号に定める方法	大腸菌	五度以下であること。 と。	二度以下であること。 と。	五・八以上八・六以下であること。 と。
ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。	レジオネラ	五度以下であること。 と。	二度以下であること。 と。	五・八以上八・六以下であること。 と。

ているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。

一部改正〔令和二年規則六三号〕

(浴槽水等の水質の検査)

第三条 条例第四条第三十五号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。

一 每日換水している浴槽水 每年一回以上

二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行つているもの 每年二回以上

三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 每年四回以上

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。  
附則 (令和二年十一月二十四日規則第六十三号)  
この規則は、令和三年二月一日から施行する。

ているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。

一部改正〔令和二年規則六三号〕

(浴槽水等の水質の検査)

第三条 条例第四条第三十号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。

一 每日換水している浴槽水 每年一回以上

二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行つているもの 每年二回以上

三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 每年四回以上

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。  
附則 (令和二年十一月二十四日規則第六十三号)  
この規則は、令和三年二月一日から施行する。